

あなたと世界を結ぶ

新しい風

をお届けいたします

私たちが希望に満ち溢れた「**未来**」への
お手伝いをいたします

- ① 入国前の特定技能候補者への徹底的な教育
- ② 特定技能人材のご案内・受入れ支援
- ③ 特定技能人材配属後のフォローアップ・安心サポート

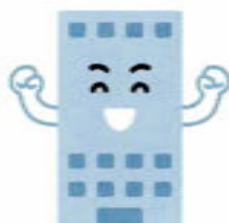
② 技能実習ルート

当該分野と関係する技能実習2号を良好に修了することにより、特定技能試験と日本語試験が免除されます。技能実習2号を良好に修了した者とは、実習期間2年10か月を満了した者をいいます。通常は技能実習評価試験専門級の実技試験に合格するか実習評価調書を提出することにより証明します。

5. 受け入れ企業の要件

① 特定技能協議会の構成員となること

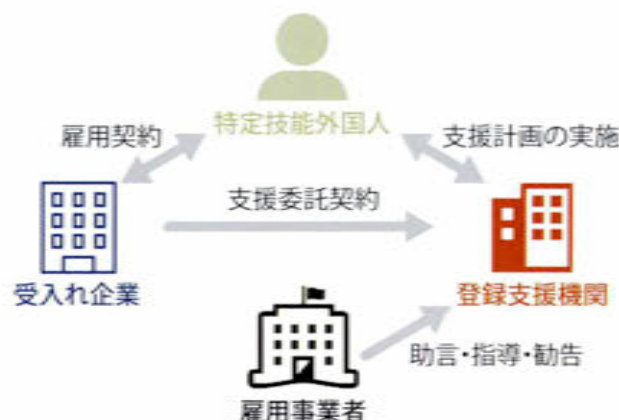
受け入れ企業は特定技能外国人の受入れ後4か月以内に各分野の協議会に加入しなければなりません。なお、建設業と産業機械製造業の2分野においては特定技能外国人の受入れ前に加入する必要があります。



分 野	協 議 会 名
介護分野	介護分野における特定技能協議会
ビルクリーニング分野	ビルクリーニング分野特定技能協議会
産業機械製造分野	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
建設分野	一般社団法人建設技能人材機構
造船・船用工業分野	造船・船用工業分野特定技能協議会
自動車整備分野	自動車整備分野特定技能協議会
航空分野	航空分野特定技能協議会
宿泊分野	宿泊分野特定技能協議会
農業分野	農業特定技能協議会
漁業分野	漁業特定技能協議会
飲食物品製造業分野	食品産業特定技能協議会
外食業	食品産業特定技能協議会

② 適切な支援を実施する体制が整っていること

特定技能外国人を受け入れる企業は、当該外国人に対する職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援を行う義務があります。これらの支援を適切に行うことができる体制を整えていなければ特定技能外国人を雇用することはできません。自社支援が困難な場合は、登録支援機関に全部委託することにより、支援体制が整っているとみなされます。



③ 受け入れ企業自体が適切であること

1. 労働保険料や社会保険料などの税金を納付していること
2. 1年以内に非自発的離職者や外国人の行方不明者を発生させていないこと
3. 5年以内に入管法や労働法令における違反がないこと
4. 5年以内に技能実習をとりけされていないこと
5. 役員等の行為能力や適格性に問題がないこと
6. 労災保険の保険関係が成立していること
7. 外国人に保証金や違約金の徴収を求めていること
8. 支援に要する費用を外国人に負担させないこと

④ 適切な雇用契約を結んでいること

1. 相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事させること
2. 労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
3. 報酬の額が日本人労働者と同等以上であること
4. 外国人が一時帰国を希望した場合は必要な有給休暇を取得させること
5. 外国人が帰国旅費を負担できない場合は補助すること
6. 定期健康診断を受けさせること
7. 報酬の支払いは口座振込みとすること

特定技能とは？

1. 特定技能の特徴

特定技能の最も大きな特徴は現場作業などの単純労働をはじめて認めた在留資格であることです。これまでの就労系在留資格（技術・人文知識・国際業務など）は専門分野での実務経験や学歴を重視したものが中心であり、対象となる職種もエンジニア、経理、通訳などが限られていました。そのため、現場作業や単純労働とみなされる職種においては外国人を雇用することが困難な状況となっていました。

特定技能制度は介護、農業、製造業、外食業、宿泊業など人手不足が特に深刻な一定の業種に限り、外国人を労働力として雇用できることをはじめて認めた制度であり、現場作業などの単純労働も含めた幅広い業務に従事できることが大きな特徴となっています。

2. 1号特定技能外国人

特定技能制度は人手不足が深刻な産業分野での労働力確保を目的としており、この産業分野は2023年現在12の分野が指定されています。

1号特定技能外国人とは、これらの分野における技能試験と日本語試験に合格し「特定技能1号」の在留資格を取得した外国人をいいます。特定技能1号を取得した外国人は在留資格を更新しながら最長で5年間日本で働くことができ、その後はさらに難しい試験に合格することにより「特定技能2号」に移行することもできます。なお、それぞれの分野の技能実習2号を良好に修了した外国人は試験が免除され、無試験で特定技能1号に移行することができます。

1号特定技能外国人はその分野での相当の知識と技能を有していると認められることから、受入れ企業においては即戦力になることが期待されます。

3. 特定産業分野

特定産業分野には12の分野が指定されており、今後さらに増えることが予想されています。

介護業

ビルクリーニング業

産業機械製造業

建設業

造船・舶用工業

自動車整備業

航空業

宿泊業

農業

漁業

飲食料品製造業

外食業

4. 特定技能1号の要件

① 特定技能試験合格ルート

- (1) 技能水準各分野ごとに実施されている特定技能試験に合格すること
- (2) 日本語能力日本語能力試験N4以上の合格または国際協力基金日本語基礎テストに合格すること
- (3) 日本語能力介護分野のみ(2)とは別に介護日本語評価試験に合格すること

1

入国前の特定技能候補者への徹底的な教育

弊社は現地教育機関と協力し合い、質の良い日本語教育を行っております。

技能実習生候補者の日本語力を養う事により、受入れ企業様のコミュニケーションに対する不安を少しでも軽減できるよう、お手伝いさせていただきます。

特に介護職種に必要な日本語能力試験N3の取得を目指し、経験豊富な講師が無理のないカリキュラムで教育いたします。現在はフィリピンとベトナムが中心ですが、今後は他の送出し国も視野に入れ展開してまいります。

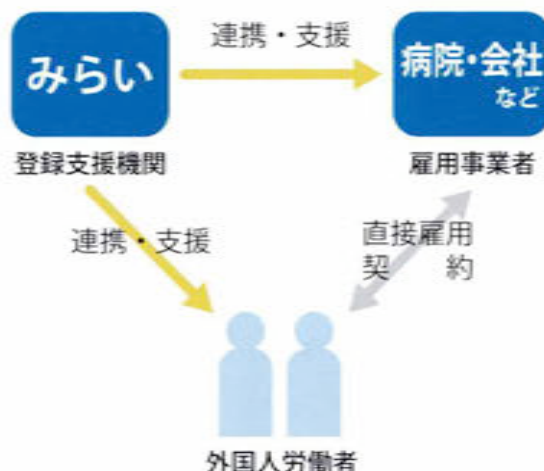


2

特定技能人材受入れ支援事業

私たちが現地で教育した特定技能候補者をご紹介します。特定技能制度は人手不足の解消を目的としており、人手不足が深刻であると認められた12の分野(外食、介護、農業etc.)において外国人労働者の就労が可能となりました(在留期限5年間)。

在留資格「特定技能」で外国人を雇用するにあたり、「外国人労働者」と「雇用する企業や個人事業主」の間に「登録支援機関(みらい)」があり、外国人と企業双方のサポートを致します。



3

特定技能人材配属後の安心サポート

配属先の企業様の声に耳を傾け、万全のフォローアップを行います。

定期的にヒアリングを行うことで問題を解決し、双方の関係性を良好に保つことで、職場に活気が溢れ明るい雰囲気になります。



『みらい』 が選ばれる理由

JAPANESE
LANGUAGE

特定技能人材の受入れは弊社にお任せください!

配属後のアフターケアはお客様目線で行います

受入れに疑問や不安を抱かれている方には丁寧にご説明いたします

『みらい』の
特 化
6分野

介護



外食



飲食料品製造



宿泊



農業



ビルクリーニング



日本語の基礎教育だけではなく、各種の技術を学び、
経験値の高い即戦力になる特定技能人材を
配属いたします。

ご紹介分野、拡大中!!

特定技能人材紹介スキーム

弊社がフィリピン カンボジア ミャンマー ベトナム等より外国人特定技能人材を配属先へ正社員として直接ご紹介致します。



ベトナム



フィリピン



カンボジア



ミャンマー

人材供給

【有料職業紹介】

【登録支援機関】

みらい

- ・ 外国人材のご紹介
- ・ ビザ申請支援
- ・ 登録支援機関としての生活支援フォローアップ

有料職業紹介契約

配属先



特定技能・日本語試験合格

特定技能申請取次

就職期間

【90～120日前後】

【5年間】特定技能一号

みらい ご紹介特定技能人材の特徴

厳選された日本語堪能人材をご紹介

- ▶ 各種特定技能・日本語の必要試験は合格済
- ▶ 日本人とコミュニケーションが円滑に取れる日本語能力試験 3 級相当の人材に絞ってご紹介
- ▶ E P A 経験以上もあり日本文化に慣れている人材も在籍

国内外における豊富なネットワークより厳選

- ▶ フィリピン現地直営の日本語学校にて日本語の教育
- ▶ 職業訓練に特化した人材育成
- ▶ その他各国、日本国内独自のネットワークによる豊富な登録人材あり

人材を派遣するだけではなく、事前・事後も手厚いフォロー

- ▶ 日本在住、および海外在住の特定技能優秀人材をご提案致します。
- ▶ 特定技能人材の書類申請 出入国サポートサービスを提供致します。
 - ・ 在留資格交付手続き 書類作成 申請のサポート
 - ・ 1号特定技能外国人支援計画
 - ・ 1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する届出（四半期ごと）
 - ・ MWO(MIGRANT WORKERS OFFICE)フィリピン海外労働局申請のサポート
- ▶ 特定技能人材の生活サポートサービスを提供致します。
 - ・ 入国前事前ガイダンス実施(雇用契約内容、入国に際し必要事項の確認等)
 - ・ 出入国時の空港送迎
 - ・ 住宅選定サポート
 - ・ 銀行口座開設、携帯電話契約サポート
 - ・ 入国後生活オリエンテーション(日本のルール、マナーおよび役所、医療等の必要情報提供)
 - ・ 公的手続き同行(社会保障、税などにおける役所手続き同行 書類作成補助)
 - ・ 日本人との交流促進支援(自治会参加等の交流の場を案内)
 - ・ 定期的面談の実施

株式会社 **みらい**
M I R A I

〒141-0022 東京都品川区東五反田5-22-37 401号

Tel : 03-6630-5990

E-mail : info@mirai2016.jp